

白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入(PPA事業)
事業者選定プロポーザル募集要項

令和4年12月

白 井 市
市民環境経済部
環 境 課

1. 目的

白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で掲げる、市の事務及び事業者から排出される温室効果ガス排出量を基準年度（平成25年度）比で令和12年度までに46%削減、さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すため、白井市役所本庁舎・東庁舎、白井市保健福祉センターに太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの自家消費により施設の平時の温室効果ガス排出の抑制と災害時のエネルギー確保を同時実現することを目的に、行政財産の使用許可を受けて、太陽光発電設備等の設置、運転及び維持管理等を行う事業者を公募型プロポーザル方式にて選定する。

2. 用語等の定義

本要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優先交渉権者：提案書を提出した事業者のうち、最も優れた提案を行った者で本事業の協定締結候補として選定した事業者をいう。
- (2) 白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定委員会：本事業の優先交渉権者をプロポーザルにより特定するにあたり、透明性・公平性を確保するために設置する機関（以下、「選定委員会」という。）をいう。
- (3) 国・地方公共団体等
 - ① 国及び特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する法人）
 - ② 都道府県及び市町村並びに地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合）
- (4) PPA事業
PPA（電力販売契約）：Power Purchase Agreement の略。
事業者が発電設備を設置（初期投資は不要）し、発電した電力を需要家（自治体・企業等）が使用することで、温室効果ガス排出量を削減する。
設備の導入費用等は、当該設備で発電した電力の使用料で支払う。

3. 本事業の概要

- (1) 事業の名称
白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業（PPA事業）
- (2) 事業の履行場所（対象施設）
白井市復1123 白井市役所本庁舎・東庁舎及び白井市保健福祉センター
- (3) 事業内容
行政財産の使用許可による公共施設の屋根等を活用し、自ら設計・施工を行い、太陽光発電設備等を設置し、当該設備で発電した電力を設置した公共施設へ電力を供給する事業。
また、設置事業者は、事業期間中、適切な運転、維持管理、発電量測定等を自らの責任において行い、市へ結果を報告する。

(4) 事業期間

再生可能エネルギー設備を稼働させる実稼働期間は20年間とし、設備の稼働は、令和6年3月末日までに開始することとする。

設備の設置に要する期間については、この実稼働期間に含めない。

なお、補助制度を活用する場合においては、当該補助制度の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

(5) 協定等の締結について

優先交渉権者となった者は、再生可能エネルギー設備等の設置に関する仕様等の協議を行い、協議が整い次第、再生可能エネルギー設備等の設置や管理に関する協定を締結する。

なお、当該設備で発電された電力の使用に関する契約については、別途、市と売買契約を締結する。

(6) 本事業の提案限度額

30.40円（消費税等相当額を含む）

提案限度額は、市へ供給する電力量1kWh当たりの単価とすること。

※この提案限度額を超える提案は受け付けない。

(7) 支払い条件

当該設備で発電された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。

発電された電力量の計測は、月毎に行い、市からの支払いは、年4回とする。

(8) 契約保証金

免除

(9) 対象設備の仕様等

白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業仕様書（案）のとおり

4. 事業者選定過程

(1) 公募型プロポーザル方式にて市が定める参加条件を満たす者から提案を受け付け、選定委員会が評価基準に基づいた審査を実施し、評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(2) 優先交渉権者は市と協働して、提案を基に仕様、協定内容等について協議を行う。

(3) 仕様等の協議が整った後に市は、協定の相手方として優先交渉権者と再生可能エネルギー設備設置等に関する協定を締結する。

(4) 原則として、契約金額は提案時に提出された提案金額を超えることはできない。

ただし、協議の結果、仕様内容等に追加があった場合で市が認めるときは、この限りではない。

(5) 市は、優先交渉権者と協議が整わず、協定を締結できないときは、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に協定についての協議を行うこととする。

5. 参加資格

(1) 参加者の条件

- ① 単独の事業者又は複数の事業者で構成するグループとする。
- ② グループで応募する場合は、代表事業者を1者選定し、参加表明時に応募者の構成事業者を全て明らかにすると共に、各々の役割分担（設計、施工、維持管理、売電契約先等）を明確にすること。また、構成事業者は他のグループを兼ねることはできない。

(2) 参加者の資格

参加者の資格は次のとおりとする。

なお、グループで参加する場合は、②は構成するグループの代表事業者が有すること。

- ① 優先交渉権者の選定について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者。
- ② 平成29年度から本プロポーザルの募集要項公表日までに本事業と同等のPPA事業で設備等の設置を完了させ、稼働期間中の者。若しくは、再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置。又は、公共施設に電力を供給する契約（長期継続契約の場合、1か年度を完了した者）を完了した実績のある者。
- ③ 本事業を実施する体制に以下の資格を有する者を配置できること。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
 - ・ エネルギー管理士（電気）又は技術士（電気・電子部門）若しくは電気主任技術者（提案する設備に対応可能な者）

(3) 参加者の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、参加者及びグループの構成事業者となることができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- ② 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中の者。
- ③ 白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める除外措置要件に該当する者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けている者、又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び本件の実施要項公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑧ 白井市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていない者。

6. 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ① 白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル募集要項
- ② 白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル参加表明書等作成要領
- ③ 白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル審査要領
- ④ 白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業仕様書（案）
- ⑤ 白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル様式集
- ⑥ 電力使用量資料
 - ・月毎の使用電力及び最大需要電力
 - ・30分電力使用量（令和3年7月から令和4年6月まで）
 - ・既設太陽光発電設備の発電量（令和3年度分）
- ⑦ 対象施設配置図、R階平面図、立面図（PDF又はJWW）
- ⑧ 対象施設構造図、構造計算書

(2) 交付方法

白井市ホームページの「入札・契約関連」の「白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザルについて」に掲載する。

交付資料の内、⑥から⑧については、データ容量の関係上、電子媒体にて配布する。

配布を希望する者は、配布時に未使用のCD-Rを持参し、資料の記録されたものと交換すること。

配布日時は事前に「18. 担当課」と調整の上、様式12「配布資料閲覧・交付申請書」に必要事項を記載の上、閲覧等を希望するときに持参し、提出すること。

また、資料⑧については、膨大な量の資料となることから、閲覧にて必要箇所を確認し、閲覧後に希望する箇所を担当者に伝え、その後、電子メールにて送付する。

7. スケジュール

No.	手続き等の名称	日程・締切り等	備考
1	募集要項等の公表及び参考資料配布開始	令和4年12月19日(月)	
2	現地調査申込期限、公募開始	令和4年12月28日(水) 午後5時まで	現地調査の日時は希望事業者ごとに別途通知する。
3	現地調査会	令和5年 1月10日(火) ～20日(金)の間	※午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)とする。
4	一次審査に関する質問書の提出期限及び資料配布終了	令和5年 1月27日(金) 正午まで	
5	質問への回答	令和5年 2月 3日(金) 午後5時まで	市ホームページへ掲載
6	参加表明書及び一次審査書類提出期限	令和5年 2月10日(金) 正午まで	
7	一次審査結果通知送付	令和5年 2月15日(水)	
8	二次審査に関する質問書の提出期限	令和5年 2月21日(火) 正午まで	
9	質問への回答	令和5年 2月27日(月) 午後5時まで	市ホームページへ掲載
10	二次審査提案書等提出期限	令和5年 3月 9日(木) 正午まで	
11	二次審査 (プレゼンテーション)	令和5年 3月中旬	日時は参加事業者ごとに別途通知する。
12	事業者選定結果公表	令和5年 3月下旬	
13	仕様等の協議期間	事業者選定結果公表から	仕様・協定内容等の協議 施設担当課等との事前協議
14	協定の締結	協議等が整い次第	
15	業務準備期間	協定締結日から	

※窓口受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

※スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに市ホームページに掲載する。

8. 現地調査会の実施

具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、市の意向に沿った提案書の提出を促すために、次のとおり現地調査会を開催する。

(1) 対象施設

白井市役所本庁舎、東庁舎及び白井市保健福祉センター

(2) 実施概要

① 調査方法

- ・ 現地調査は事業者ごとに実施し、市職員が同行する。
- ・ 目視程度の調査とし、施設運営上支障の生じる調査は行わないこと。

② 調査対象

- ・ 対象となる施設に付属する受変電設備、分電盤等の電気設備。
- ・ 屋根等の状況。

③ 調査日時

- ・ 平日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 現地調査の申込

- ① 「18. 担当課」へ電子メールを送信し、本文に調査希望日時（第三希望まで記載）、現地調査施設名称、担当者名、同行人数を記載し、送付すること。

また、窓口受付時間内に担当課に電話で到達確認をすること（誤送信等により担当課が確認できない場合は、現地調査が行えないので注意すること）。

- ② 申込みは、事業者（グループ）ごとに代表者が行うこと。

(4) 留意事項

- ① 施設の運営等に支障のないよう留意すること。

なお、施設の運営上、調査の行えない場合もある。

- ② 資料など調査に必要なものは各自用意すること。

- ③ カメラ等による撮影は可能だが、施設利用者が特定されないように留意すること。

また、撮影した画像等は本プロポーザルの参考資料以外の用途に使用しないこと。

- ④ 現地調査時には、既存施設の設備仕様、施設の利用状況などの質問にのみ回答する。

- ⑤ 市が指定した対象施設及び日時以外には、現地調査は行わないこと。

- ⑥ 現地調査日は、一者（グループ）につき最長3時間程度とする。

事前に調査事項等を取りまとめるなどの対応を行い、スムーズな調査に努めること。

9. 参加表明及び一次審査

(1) 提出書類

白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル参加表明書等作成要領「2. 参加表明及び一次審査」に記載の必要書類

(2) 参加資格確認

「5. 参加資格(2) 参加者の資格」については、提出される図書等を基に参加資格を有しているか確認する。

(3) 一次審査の評価方法

別添「白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル審査要領」のとおり評価する。

(4) 提出方法

「7. スケジュール」の期限までに担当課窓口へ持参すること。

※ 提出に当たっては、事前に電話連絡し、来庁する予定日時を調整すること。

10. 質疑及び回答

(1) 質 疑

一次、二次審査とも本要項及び様式集等に記載がない事項は、本要項等に対する事業者からの質疑に対して回答するものとする。

質疑がある場合は、質問書(様式3)に記載の上、Word形式で電子メールに添付し、担当課に送付すること。

なお、電子メールの件名は「【〇〇】白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業(質問書)」とし、(【〇〇】には、事業者名を記載。)送信後は、担当課に電話連絡すること。

(2) 回 答

白井市ホームページ(白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザルについて)に掲載する。

なお、質疑への回答は本要項の細部説明及び本業務内容等を補完する内容に限るため、全ての質疑事項に回答できるとは限らない。また、一次審査に関する質問時においては、参加資格、一次審査等に関する質問に対して回答するため、二次審査に関する質問に対しては、回答を行わない。

(3) 質疑に対する回答の取り扱いについて

各事業者からの質疑への回答は、本プロポーザルの募集要項、参加表明書等作成要領、審査要領及び本業務の仕様を補完するものとして取り扱う。

11. 参加辞退

参加表明書を提出してから、二次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届(様式11)を提出すること。

なお、辞退により今後市から不利益な扱いを受けることはない。

12. 二次審査

(1) 提案書作成方法

別添「白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル参加表明書等作成要領」のとおり作成すること。

(2) 二次審査の評価方法

別添「白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル審査要領」のとおり選定委員会が評価して、優先交渉権者を特定する。

(3) 提出方法

「7. スケジュール」の期限までに担当課窓口へ持参すること。

※ 提出に当たっては、事前に電話連絡し、来庁する予定日時を調整すること。

13. 結果の通知

(1) 参加資格及び一次審査

参加資格の有無を「一次審査結果通知書」として参加事業者ごとに通知する。

また、一次審査時点での各事業者の評価点は非公表とする。

なお、参加資格を有する者が5者を超える場合は、一次審査の評価の高い者から5者を一次審査通過者として取り扱い、一次審査通過者が二次審査を受けることができる。

(2) 二次審査後

プロポーザル審査結果通知書により、優先交渉権者の名称と評価点及び自己の評価点を全ての参加事業者へ通知する。

14. 結果の公表

(1) 優先交渉権者については市ホームページに掲載する。

(2) 優先交渉権者の評価結果の公表、非公表については、以下のとおりとする。

[公表する範囲]

- ① 本プロポーザルへの参加事業者の名称（グループの場合、構成する事業者を含む）
- ② 優先交渉権者、次点者の名称（グループの場合、構成する事業者を含む）

[非公表の範囲]

- ① 参加表明書（添付する資料等を含む）
- ② 提案書

※ 非公表の範囲であっても白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく、情報公開請求のあった場合、応募書類を公開することがある。

15. 協定の締結

- (1) 市は優先交渉権者と仕様等の内容を協議の上、協定を締結する。
- (2) 優先交渉権者に事故があった場合、または、優先交渉権者との協議が整わない場合、市は次点者と本件の詳細等を協議の上、協定を締結する。
- (3) 原則として、設備で発電された電力の買取価格は提案時に提出された金額を超えることはできない。
ただし、協議の結果、仕様内容等に変更等があったときで市が認める場合には、この限りではない。

16. 経費の負担

本プロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。

17. その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格または提出書類を無効とする。
 - ① 優先交渉権者を特定するまでの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ② 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ③ 本要項に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ④ 指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ⑤ 提出書類の記載に虚偽があった場合。また、その場合は提案を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
 - ⑥ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。
 - ⑦ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑧ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (2) 参加資格又は受注資格の喪失
 - ① 選定委員会の開催前に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行ったことが判明した場合、次のように参加資格等を喪失する。
 - ・ 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失する。
 - ・ 選定後に判明した場合は、優先交渉権を喪失する。
 - ② 失格又は提出書類が無効となったとき。
- (3) 提案書等について
 - ① 提出された資料は、返却しない。
 - ② 市は提出された提案書類について、優先交渉権者の特定以外に提案者に無断で使用することはない。
 - ③ 提出期限後における提出書類の差し換え及び再提出は認めない。
 - ④ 企画提案書は、プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合、参加者の許可を得て公表することがある。
 - ⑤ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

⑥ 提案書は、事業者の選定過程で必要な場合にのみ、市によって複製を作成することがある。

(4) 提案等に対する評価について

① 優先交渉権者となる者は、審査における評価合計点（満点）の6割以上となる者でなくてはならない。

② 参加者が1者となる場合は、価格評価を行わず、評価合計点から価格評価点を減じたものを評価合計点とする。

③ 最終的な評価点が同点となった場合は、次の審査項目の順で評価点が高かった者が上位の者として取り扱う。

- ・二次審査の評価合計点
- ・一次審査の評価合計点
- ・価格項目評価点

この場合でも同点となったときは、くじ引きにて決定する。

④ 審査（評価）結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) その他

① 担当課から受領した資料は、本プロポーザルの提案書作成の用途以外に使用してはならない。

② 優先交渉権者は、提案書の内容を確実に履行すること。

優先交渉権者の責により提案書の内容を履行できない場合は、担当課と協議し、提案書の内容と同等以上となる対応を取ること。

なお、提案書の履行状況が悪質又は虚偽であると認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

また、指名停止の措置を執る場合がある。

③ グループで参加する場合は、代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。

ただし、代表事業者以外の構成事業者の変更でやむを得ない事情が生じ、市との協議の結果、市がこれを認めた場合は、この限りでない。

④ プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。

この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。

⑤ 本要項に定めのない事項については、本プロポーザルの競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

⑥ 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

18. 担当課

本要項で定める提出物等の提出及び質疑等の問合せ先は下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123（白井市役所東庁舎2階）

白井市 市民環境経済部

環境課 環境保全係

T E L 047-401-5409（直通）

F A X 047-492-3070

E-mail kankyou@city.shiroi.chiba.jp

白井市ホームページ <http://www.city.shiroi.chiba.jp>